

安城市農業委員会議事録（定例会）	
日 時	令和6年11月22日（金） 開会 午後2時30分 閉会 午後3時00分
会 場	安城市役所本庁舎3階 第10会議室
委員会を構成する委員数	法第8条による委員数 14名 法第18条による委員数 28名
出席委員数	法第8条による委員数 14名 法第18条による委員数 24名
欠席委員	杉山 義和推進委員、杉浦 正紀推進委員、神谷 敏推進委員、 黒田 清吾推進委員
議長	会長 林 茂樹
事務局	仲道事務局長、近藤事務局課長、杉浦係長、細井主査、池田主事、 大橋主事、青山
議事録署名者	2 山村 京子 委員 10 神谷 力 委員

会議の記録

午後２時３０分、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の２名を指名

議事録署名者は ２番 山村 京子委員 １０番 神谷 力委員

また、欠席者は ８番 杉山 義和推進委員 １０番 杉浦 正紀推進委員

１２番 神谷 敏推進委員 １７番 黒田 清吾推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

□ 日程第１ 第４６号議案 農地法第３条の規定による許可申請について

なお、この議案では、議事参与の制限を受ける委員がおられますが、まず、議案の全体説明を事務局にさせていただき、その後、議事参与の制限を受ける委員のものと受けないものとを分けて審議いたしますので、ご承知ください。

上記の議題について池田主事から次のとおり説明があった。

日程第１ 第４６号議案、農地法第３条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号９５番から１０６番の１２件です。申請内容は、全ての申請が農地の所有権を移転するためのものです。譲受人の理由は、農耕に精進するためが８件、農業経営基盤の拡大を図るためが４件です。譲渡人の理由は、相手方の要望によるためが８件、農地を管理することが困難なためが３件、共有持分整理のためが１件です。耕作従事要件や周辺農地との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しており、農地法第３条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

本案につきましては、農業委員会等に関する法律第三十一条の規定に基づき「議事参与の制限」を受けるものから審議します。

それでは、岩瀬正則委員に関する事項を審議いたしますので、農業委員会等に関する法律第三十一条の規定に基づき、岩瀬正則委員は退席していただきます。

それでは、岩瀬正則委員に係る事項は、２ページ目の受付番号１０３番に

記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

異議なしということですので、この事項は議案どおり決定させていただきます。岩瀬正則委員は入室してください。

続きまして、岩瀬正則委員に係る事項を除く事項について審議いたします。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第2 第47号議案 農地法第4条の規定による許可申請について及び日程第3 第48号議案 農地法第5条の規定による申請について

上記の議題について大橋主事から次のとおり説明があった。

日程第2 第47号議案 農地法第4条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号12番の1件で、転用用途は農家住宅敷地の拡張です。

続きまして日程第3 第48号議案 農地法第5条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号104番から109番の6件です。転用行為別に見ますと、一般個人住宅が5件、粘土採掘場が1件です。

お配りしています『1,000㎡以上の案件位置図』と書かれた資料をご覧ください。今回、個別説明をいたします大規模案件はございませんが、申請面積1,000㎡以上の案件については、受付番号109番の粘土採掘場としての一時転用で、資料の1ページに位置図を添付しておりますので、場所の確認をお願いいたします。

なお、今回の申請に関する現地調査につきましては、11月12日（火）に、杉浦和彦委員と太田千尋委員に行っていただき、現地にて申請書類と農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第４ 第４９号議案 農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画について

上記の議題について池田主事から次のとおり説明があった。

日程第４第４９号議案 農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画についてご説明申し上げます。

今回の計画は、畑・樹園地利用促進制度による利用権設定を行うものです。それでは、令和６年度農用地利用集積計画（畑・樹園地利用促進制度分）実施総括表をご覧ください。今回、新規設定を行う面積が２，２２５㎡、期間満了による更新を行う面積が２，４０１㎡となっております。

前述の申請について農用地利用集積計画の内容が安城市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に適合し、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。本日ご承認いただきましたら、１２月１５日付けで公告させていただきます。

次のページにつきましては、実施総括表の明細でございます。明細表につきましては、皆様にご覧いただきたいと思いますのですが、説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第５ 報告第１１号 専決処分について

上記の議題について青山から次のとおり説明があった。

日程第５報告第１１号 専決処分についてご報告いたします。

始めに、農地法第５条の届出についてご説明申し上げます。

今回の届出は、受付番号７６番から８４番の９件です。転用行為別にみますと、住宅の建築が２件、駐車場の設置が２件、宅地用地が３件、区分地上権の売買が１件、共同住宅の建築が１件です。

続きまして、農地法第１８条による合意解約についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号１８５番から１９２番の８件です。解約事由別にみますと、売却するため５件、自作するため１件、高齢により耕作できないため１件、贈与するため１件です。

続きまして、農地法第４条の確認願についてご説明申し上げます。今回の申請

は、受付番号4番の1件です。転用の事由としましては、農業用倉庫建築のためが1件です。

続きまして、相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況についてご説明申し上げます。今回は受付番号4・5番の2件です。平成16年に相続開始となった該当地について、現地調査を行った結果、いずれの農地も適正に耕作・保全がなされている旨を税務署に回答しております。

最後に、農地改良届出についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号7番の1件です。改良の種別としましては、畑の嵩上げです。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、協議依頼事項について杉浦係長から次のとおり説明があった。

生産緑地の買取希望者の調査依頼について

1 ページ、資料1をご覧ください。

市の都市計画課に買取り申出のあった生産緑地で、公共施設用地として市及び関係機関に買取希望の照会を行った結果、希望がなかった案件がございました。この申出案件について、生産緑地法第17条の2の規定により、農業委員会に買取希望者の調査についての依頼がございましたので、耕作を希望される方が取得できるよう、調査のご協力をお願いします。

申出のあった生産緑地は、●●町地内の1筆で、面積は627平方メートル、買取希望価格は●●万円と伺っております。所在地は2ページに示しております。この件につきまして、農業従事のための買取り希望者がいらっしゃいましたら、12月13日までに事務局へご連絡くださるようお願いいたします。

説明は、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、連絡報告事項について次のとおり説明があった。

1 令和6年度（第39回）安城市農業賞について

上記の連絡報告事項について農務課農政係高橋係長から次のとおり説明があった。

「令和6年度（第39回）安城市農業賞等について」説明をいたします。

安城市農業賞は、地域農業の発展に努力されている方、農業経営が他の模範となる方、農業後継者で今後活躍が期待される方を表彰し、本市農業の一層の振興に資するものでございます。

選考につきましては、農用地利用改善組合長、あいち中央農業協同組合より推薦されました方を、10月23日開催の安城市農業振興協議会幹事会で事前審査し、11月6日開催の安城市農業振興協議会で決定しました。

その結果、「地域づくり活動部門」につきましては、「里の自然を守る会」様に、「営農部門」につきましては、「沓名政勝」様に、「農業青年奨励部門」につきましては「後藤祐司」様にそれぞれ決定されました。

一枚めくっていただきますと、各受賞者の方の業績を記載しておりますので、簡単にご説明いたします。

まず、「地域づくり活動部門」の「里の自然を守る会」様でございます。

当会は、平成19年度より組織化された会で、里・井畑・石橋町内会と共に地域に根差した事業を実施しております。事業の1つであるコスモスまつりでは、農業への理解、町民との交流、学校教育との連携が図られています。他にも、農業施設点検や農業用開水路の泥上げ、草刈り、清掃作業、小学生に対して農業体験を実施するなど、地域全体で活動を行っています。

つづいて、「営農部門」の「沓名政勝」様でございます。

平成7年に農事組合法人と泉営農組合に入組まれ、平成23年に同組合の代表理事に就任されました。米・麦・大豆栽培に菊の栽培を組入れた複合栽培、耕種作物と園芸作物の複合的経営を行っており、地域農業の持続的な発展に貢献しています。組織活動においては、JAあいち中央管内の部会長を担うなど農業を牽引するリーダーとして生産地の育成にも尽力されています。

つづいて、「農業青年奨励部門」の「後藤祐司」様でございます。

平成14年に就農され、現在は果樹と畑を奥様とパートで経営しています。JAあいち中央の梨部会、青年部、また、A・S4Hクラブ等に参加し、生産技術の向上や若手農業者との交流に努められました。また、愛知県4Hクラブ連絡協議会副会長や、里町小学校PTA会長などを歴任し、今後も地域農業のリーダーとして活躍が期待されます。

以上の方が、令和6年度安城市農業賞を受賞することに決定されました。受賞式につきましては、12月20日（金）に執り行う予定です。

以上で連絡報告事項「令和6年度（第39回）安城市農業賞等について」の説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

2 後期粘土採掘場現地調査の結果について

上記の連絡報告事項について大橋主事から次のとおり説明があった。

定例会資料の6ページをご覧ください。

調査は11月5日及び7日に実施いたしました。調査対象は市内全域で15箇所、総面積は89,136㎡です。調査員としては、農地利用最適化推進委員3名と愛知県西三河農林水産事務所職員1名、事務局職員3名の合計7名が3班に分かれて現地に出向き、危険防止対策等の有無、道水路の保全状況等の有無などを調査し、現場に各施工業者がおられた場合は聞き取りを行いながら調査いたしました。調査結果については7ページのとおりとなります。

このうち、指導が必要なものについて説明いたしますので、8ページをご覧ください。1番の●●の現場については、写真中央より右側の採掘場は令和6年10月31日までの許可期限ですが、調査日の時点で農地への復元が完了しておりませんでした。また、水質汚濁対策として沈砂池の設置がされていませんでした。そして、ジャバラゲートが写真左側に設置されていますが、本来はこの位置ではなく採掘場の入口に設置する必要があります。

9ページをご覧ください。3番●●の現場について、写真左手はフェンスの骨組みのみ設置しており、転倒防止策としてネットフェンスの設置がされていませんでした。右手の写真は、雨水又は地下水がポンプアップされていませんでした。

10ページをご覧ください。11番●●の現場は、採掘場の出入り口の接道に土が敷かれていました。

11ページをご覧ください。14番●●の現場は、付近で粘土採掘を行っており、そこを完了させて本件の現場を採掘するという申請内容でした。しかし現状は旧採掘場を継続しつつ本件に着手していたため、許可申請計画と工期が異なる旨を指導いたします。

これらの内容は、現地調査当日に各施工業者へ指導内容を説明し、文書においても是正を求めていますので、改めて報告いたします。なお、調査結果は調査に同行した西三河農林水産事務所へ送付しております。

以上で報告を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、以下の連絡報告事項について、杉浦係長より説明があった。

3 令和7年農業委員会開催日程について

別添、A4、カラー刷りの資料をご覧ください。来年の農業委員会の開催予定日が決まりましたので、概要についてご説明いたします。まず、開催日につきましては、慣例により、原則として毎月22日としていますが、その日が土曜日又は休日に当たるときは、次の最初の平日に設定しております。次に、会場ですが、基本的には第10会議室にて開催を予定しておりますが、別の会議室を使用する場合は、事前にご連絡させていただきますので、ご留意をいただきますようお願いいたします。

4 愛知県農業会議常設審議委員による現地調査

愛知県農業会議より、安城市農業委員会の取組について意見交換がしたいとの依頼があり、25日（月）に会長、会長職務代理者及び事務局にて対応いたします。意見交換の内容は、前任期の委員の皆様が安城市長に提出された農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の提出についてです。

5 あいち花マルシェ2024

別添のチラシをご覧ください。

あいち花マルシェ2024が、11月30日（土）及び12月1日（日）に、三河ステージとしてデンパークにおいて開催されます。本日お配りいたしましたチラシの裏面にありますように、三河ステージでは、フラワークリスマスと題して様々なイベントが用意されておりますので、皆様も足をお運びいただくとともに、PRについてもよろしくお願いいたします。

6 行政視察について

行政視察につきましては運営委員会にて検討し、今年度も昨年度に引き続き、日帰りの視察を行うことが決定しましたので、ご報告します。日時は2月5日（水）、視察先は岐阜県の瑞浪市農業委員会で、タブレット端末のさらなる活用方法について視察したいと考えております。詳細は、12月の開催通知及び定例会にてご連絡させていただきます。ご予約していただきますようよろしくお願いいたします。

7 本日の提出物

本日の提出物ですが、毎月の活動記録簿以外に、11月に不耕作地の指導と、違反転用農地の確認をしていただいた委員におかれましては、その報告書

を事務局にご提出くださいますようお願いいたします。なお、８月から実施してまいりました農地パトロールにつきましては、毎月の報酬とは別に、現地調査活動に対する謝礼をお支払いする仕組みになっております。よって本日及び８月に皆様からご提出いただいた報告書を基に算定いたしまして、年明けを目途にお支払いをさせていただく予定でございます。

８ 配付物

先月、デンパークの年間パスポートのお申込みをいただいた方には、現金と引き換えにてお渡ししております。このほか、令和７年の農業委員手帳又は農地利用最適化推進委員手帳、及びのうねん１１月号をお配りいたしましたので、ご活用ください。

９ 次回予定

１２月２３日（月）午後１時３０分より安城市役所北庁舎１階第２会議室にて運営委員会、午後２時３０分より本庁舎３階第１０会議室にて定例会を予定しております。

連絡・報告事項については、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後３時、議長は閉会を宣する。